

「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」に基づく各種事業等の内容（再編後）

新 No.	旧 No.	区 分	項 目	事業等	所管課	目的	概要	発生要因別対策						備考	
								management	Software	Hardware	Environment	Liveware1	Liveware2		
								組織体制	研修や マニュアル	施設や器具	物理的環境	教員などの指 導者	被害生徒及び 家族等		
-	1	学校 教育 活動 全般	1 学校教育活動における安全管理の徹底	学校安全・危機管理に関する組織体制の強化（学校安全課の設置）	総務課・学校安全課	安全・危機管理体制を一元化し、学校事故等の迅速な把握及び事故等の発生を防ぐため助言・指導体制を整える。	学校教育活動全般の安全・危機管理体制を強化するため、各学校の安全・危機管理の指導・助言・チェック等を一元的に行う新たな組織を県教育委員会に設置する。	◎							【削除】
1	2		学校における危機管理マニュアルの見直し（『学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブック』の作成・活用）	学校安全課	児童生徒の安全が最優先される体制を整えるため、各学校における危機管理マニュアルの見直しを促す。	各学校における危機管理マニュアルを見直すため、専門家による助言、監修を受けながら、学校安全の考え方や留意点など、見直しのポイントを手引きとして県教育委員会がまとめ、各学校を支援する。		◎				○		教員向けの事業のためL1にも該当	
2	3		安全教育指導者研修の開催	学校安全課	市町立学校、県立学校の教職員等が、安全・危機管理の知識や情報を習得し、事故等の発生予防及び発生した場合への適切な対応を行えるようにするとともに、研修を通して学校の安全管理の徹底及び安全教育の充実を目指すため、研修や派遣等を行う。	市町立学校、県立学校の安全教育担当教員を対象に、安全教育に資する研修を実施する。		◎				○			
3	4		安全・危機管理研修の開催	学校安全課		県立学校の教職員を対象に、安全・危機管理に関する研修を実施する。		◎				○			
4	5		校長研修の充実	総合教育センター		市町立学校、県立学校の校長を対象とした研修に、安全・危機管理に関する内容を加える。		◎				○			
5	6		校内研修への指導主事の派遣	学校安全課・総合教育センター		各学校が実施する安全・危機管理に関する校内研修に、県教育委員会から指導主事を派遣し、指導・助言を行う。		◎				○			
6	7		学校安全に関する内地留学	学校安全課		学校安全を専門とする大学研究室に教員を内地留学させ、その研究結果を県内各校に普及することにより、安全管理体制の充実を図る。		◎				○			
7	8		運動部活動リスクマネジメント研修の開催	スポーツ振興課		運動部活動に係る事故防止と安全確保、事後対応を組織的に行うための理解を深める。	県立学校の教職員を対象に、運動部活動特有のリスクマネジメントに関する研修を実施する。		◎				○		
8	9		運動部活動指導者研修会の充実	スポーツ振興課		生徒の発達段階や競技レベルに応じた、安全な指導法を身につけられるよう、指導者の指導力向上を図る。また、競技経験や指導経験を有さない顧問教員が、基本的な知識や技能を習得し、安全に運動部活動の指導ができるようにする。	運動部活動顧問、運動部活動補助員及び部活動指導員を対象に、安全で効果的な指導法を身につけるとともに、各競技の基本的な知識や技能を習得するための研修を実施する。		◎				○		
9	-		新任教員に対する危機管理研修の開催	総合教育センター		那須雪崩事故の教訓等の風化を防ぐとともに、教育活動における危機管理意識の醸成を図る。	県立学校の新任教員を対象とした初任者研修において、那須雪崩事故の教訓等を盛り込んだ危機管理研修を行う。					○	◎	【追加】 教員向けの研修のためS、L1にも該当	
10	10	2 県高等学校体育連盟等に対する指導・助言	県高体連等における危機管理マニュアルの適切な運用支援	スポーツ振興課・学校安全課	県高体連等の危機管理体制づくりを支援する。	県高体連等が作成した危機管理マニュアルについて、適切に運用されているかチェックを行うとともに、内容を見直す際にも助言を行う。	◎	○	○	○				マニュアルや施設、環境への対応等のチェックも行っているためS、H、Eにも該当	
11	11		県高体連主催大会等の適切な運営支援	スポーツ振興課・学校安全課	大会に参加する生徒や教職員、観客等の安全を確保する。	県高体連が主催する大会等について、危機管理のチェックを行うとともに、指導・助言を行う。	◎	○	○	○					
12	12		県中学校体育連盟等に対する指導・助言	スポーツ振興課・学校安全課	大会に参加する児童・生徒や教職員、観客等の安全を確保する。	県中学校体育連盟が開催する大会等について、各関係団体との連携を図りながら、安全確保に関する指導助言を行う。	◎	○	○	○					
13	13	3 登山活動における安全確保のためのチェック機能の充実	登山計画作成のガイドライン策定	学校安全課	学校自らが点検等を行いながら、生徒にとって安全かつ有意義な登山となる計画の適正な立案を促す。	登山活動の指針や具体的な登山計画の立案・作成の仕方について、登山計画審査会の意見を踏まえながら、ガイドラインとしてまとめる。					◎		○		環境への対応も含まれることからEにも該当
14	14		登山計画審査会の機能強化	学校安全課	各校から提出される登山計画の安全対策や緊急時の対応等を厳しく審査し、引率者等に対して安全対策等を徹底させ、安全な登山の実施を図る。	審査項目等の充実を図るとともに、全国の高校生の登山活動やこれらに対する指導事例等を十分に把握している県外審査員を委員に加え、登山計画のチェックの厳正化を図る。	◎			○	○			器具や環境対応のチェックも行うことからH、Eにも該当	
15	15		登山届受理システム「コンパス」の活用	スポーツ振興課・学校安全課	各校の登山計画及び登山の実施状況について、各関係機関が情報を共有し、緊急時の迅速な対応に備える。	公益社団法人日本山岳ガイド協会が運用している、登山届受理システム「コンパス」による登山届の提出を徹底し、安全対策及び情報の共有を図る。					◎				
-	16		高校生の登山等の安全確保に関する連絡協議会（高校生の登山のあり方等に関する検討委員会）の設置	学校安全課	高校生の登山等を安全に実施するため、各関係機関、団体が安全管理等の情報の共有を図り、安全管理対策のより良い改善を目指す	高校生の登山の実施状況の確認等のための連絡協議会を設置する。	◎								【削除】
16	17	4 安全な登山活動のための知識・技術の習得	登山部顧問等研修会	スポーツ振興課	登山に必要な知識・技術の習得及び危険に対する対処法等を研修することで、登山部顧問としての意識の高揚を図る。	国立登山研修所において講師経験のある有識者等を講師に選定し、全顧問等を対象とした研修を実施する。						○	◎	研修であることからSにも該当	

新 No.	旧 No.	区 分	項 目	事業等	所管課	目的	概要	発生要因別対策						備考		
								management	Software	Hardware	Environment	Liveware1	Liveware2			
								組織体制	研修や マニュアル	施設や器具	物理的環境	教員などの指 導者	被害生徒及び 家族等			
17	18	登山活動	4 安全な登山活動のための知識・技術の習得	新任顧問等研修会	スポーツ振興課	登山経験の浅い、または経験のない新任顧問等を対象に、登山に関する基礎知識を伝達し、登山部顧問としての資質向上を図る。	国立登山研修所において講師経験のある有識者等を講師に選定し、新任顧問等を対象とした研修を実施する。		○				◎		研修であることからSにも該当	
18	19			生徒と顧問による登山研修会	スポーツ振興課	各校の登山部生徒や顧問が他校の部員等と交流しながら、自ら登山の意義や安全性について考え、事故の再発防止に資する場を提供する。	生徒や顧問が、登山の意義や安全性について考える場をつくり、事故の再発防止に向けて重要性や必要性を再確認させる。		○				◎	○	【変更】 教員・生徒向けの研修であることからS、L2にも該当	
19	20			登山指導者講習会 (スポーツ庁予算)	スポーツ振興課	高等学校における登山部顧問をはじめ、登山の指導的立場にある指導者・担当者等を対象に、登山に関する知識等の理解を深めるなど、指導者としての資質の向上を図る。	県山岳・スポーツライミング連盟等の有識者を講師に選定し、登山において必要な知識や技術等を伝達する。		○			◎	○		教員向けの研修であることからS、L1にも該当	
20	21			上級登山指導者リスクマネジメント研修会 (H30安全登山講師研修会)	スポーツ振興課	各団体の指導的な立場にある者を対象に講習内容等についての研修を行い、講師としての資質向上を図る。	各種登山講習会等で指導的な立場にある者を対象に、リスクマネジメントをはじめとする各講習の企画・運営についてや、指導方法等に関する研修を行う。		○			○	◎			
21	22			高等学校等登山指導者夏山研修会	スポーツ振興課	夏山登山に必要な基礎的な知識や技術を習得するとともに、高校生等を安全に引率するための能力向上を図る。	国立登山研修所の職員及び有識者から、夏山における歩行訓練、読図やナビゲーション技術を学ぶ。また登山の宿泊における生活技術を向上させる。		○				◎			
22	23			安全登山サテライトセミナー	スポーツ振興課	安全で安心な登山を実施するために必要な知識や理論を学ぶ。	安全で安心な登山を実施するために必要な知識や理論を講義中心の講習内容で学ぶ。		○				◎			研修であることからSにも該当
23	24			積雪期登山基礎講習会	スポーツ振興課	積雪期登山に必要な基礎的な知識や技術を習得し、登山部顧問が高校生に積雪期登山の厳しさを伝えることができるようにする。	積雪期登山のリスクマネジメントや国立登山研修所周辺での雪上歩行訓練等の実技研修を実施する。		○				◎			
24	25			全国山岳遭難対策協議会による講習会	スポーツ振興課	登山における遭難事故を防止するため、山岳遭難の原因等について研究協議し、今後の遭難対策の具体施策に役立てる。	スポーツ庁・警察庁・消防庁・気象庁等との共催事業であり、各関係団体からの情報を共有することで、遭難救助に必要な知識・技術の向上を図る。		○				◎			
25	26			登山アドバイザー派遣事業	スポーツ振興課	アドバイザーの帯同により、生徒の安全確保と登山部顧問のスキルアップを図る。	県立高校登山部等が実施する登山に、登山アドバイザーを帯同させ、生徒の安全確保と顧問への実践的な指導を実施する。					○	◎			環境への対応も行うことからEにも該当
26	27			安全登山の訓練に必要な装備の貸し出し整備	スポーツ振興課	積雪期に必要な装備を整備し、研修等においてその意義や使用方法等を学ぶ。	積雪期に必要な装備であるピーコン、プローブ、スノーシャベルを整備し、登山専門部の研修会等に貸し出し、その意義や使用方法等を学ぶ。					◎				
27	28			衛星携帯電話レンタル事業	スポーツ振興課	携帯電話の不感エリアにおいて、緊急連絡手段を確保する。	県立高校登山部等が、携帯電話の不感エリアを通過する登山活動を行う場合、緊急時の連絡等を可能とするため、衛星携帯電話を携行できるよう、そのレンタルに係る費用を県が負担する。					◎				
28	29			指導者・生徒のためのハンドブックの作成	スポーツ振興課	生徒や顧問等が安全な登山の学習等に活用できるハンドブックを作成する。	生徒や顧問等が安全な登山活動を実施するために、登山に関する学習と、山行に携帯し活用できる「高校生と指導者のためのハンドブック」を作成し、周知する。						◎	○		生徒向けの内容も含まれることからL2にも該当
29	30			安全登山に関する啓発の場(安全登山学習ひろば)の設置	学校安全課	事故の教訓の風化を防ぐとともに、児童生徒が登山について主体的に学び考えるため、啓発の場を設置する。	那須雪崩事故の教訓を語り継ぐとともに、安全登山に関する情報発信等を行うため、本件事故及び登山に係る資料を備えた啓発の場を設置し、運営を行う。							◎		
30	31			国や関係機関等への支援要請	総務課・学校安全課	高校生等の登山活動の安全のため、山岳事故防止対策の充実強化を図る。	スポーツ庁や気象庁等の国の行政機関、国立登山研修所や防災科学技術研究所等の教育・研究機関に対して、指導者用資料の作成や研修会の開催など、必要な支援を行うよう、引き続き、要請していく。						◎			
31	-					部活動指導員の活用	スポーツ振興課	(今後記載)	(今後記載)						◎	
32	32	5 被害者等への対応	スクールカウンセラーの配置	高校教育課	事故に関係した生徒やその御家族や友人等に対して、適切に心のケアを行うことができるよう、学校における教育相談体制を整える。	那須雪崩事故の影響によるPTSD(心的外傷後ストレス障害)への対応など、生徒や保護者の心のケアを充実させるため、春山安全登山講習会に参加した県立高校等にスーパーバイザーを派遣するとともに、大田原高校にスクールカウンセラーを配置する。							◎			
33	33		メンタルヘルス事業	学校安全課	関係者の心のケアを適切に行えるよう体制を整える。	教職員に対し、メンタルヘルス相談事業(共済組合事業)、メンタルヘルス講座事業(県事業)、学校メンタルヘルスサポート事業(県事業)等の利用促進を図る。							◎			
34	34		関係機関等との連携	学校安全課・高校教育課		精神保健福祉センターや健康福祉センター等と連携を図りながら、事故の関係者に対する心のケアに努める。								◎		